

報告事項才

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者募集要項の概要について

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者募集要項の概要について、別紙のとおり報告します。

平成25年6月28日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者募集要項の概要

家庭・地域教育課

平成26年度から鳥取県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、教育委員会指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定しました。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 生涯学習センターの施設設備の維持管理及び運営に関する業務
- イ 生涯学習センターの利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務
- ウ 生涯学習の普及振興に関する業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日等は、あらかじめ教育委員会の承認を得て決定する。
- イ 利用料金、利用料金の減免基準は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- ウ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 館長相当職（常勤職員）を1名配置すること。
- イ 次の資格等を有する者を1名以上配置すること。
 - ・防火管理者の資格 ・危険物取扱者（乙種）の資格
 - ・機械関係の専門課程を修了 ・冷凍機械責任者（第3種）の資格
 - ・特別管理産業廃棄物管理責任者の資格 ・舞台照明及び音響設備の操作に精通
- ウ 受付業務のできる者を、常時1名以上配置すること。
- エ 利用者からの生涯学習に関する学習相談に対応できる者を、常時1名以上配置すること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額420,090千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

4 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始 | 平成25年6月下旬 |
| (2) 募集の締切 | 平成25年8月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成25年8月中旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、県立生涯学習センターに関する有識者(2名)、教育委員会事務局次長〔計5名〕

(3) 選定基準

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、 I S O ・ T E A S の認証 家庭教育推進協力企業としての協定締結 ○管理運営実績評価
指定管理者が、教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保するとともに、教育委員会と連携及び調整をとり、生涯学習センターの利用促進を図ること。 (センター条例第5条第1号)	○教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策 ○教育委員会との連携及び調整方策
生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。 (センター条例第5条第2号) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項 (センター条例第5条第3号)	○生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針 ○生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力 ○「未来をひらく鳥取学」の運営及び生涯学習情報の提供に関する業務の実施方針 ○「未来をひらく鳥取学」運営の実施能力 ○生涯学習情報の提供に関する業務の企画・立案及び実施能力

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

※ センター条例：鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例